

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年2月15日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500309 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500040 号

第 1 結論

昭和 48 年 7 月から昭和 49 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 48 年 7 月から昭和 49 年 3 月まで

私の年金記録において、請求期間の国民年金保険料は未納とされているが、私が所持する「昭和 48 年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書(一般会計)」(以下「領収証書」という。)には、前納の領収日付印欄に領収印が押されており、請求期間の保険料を納付しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された領収証書によると、前納の領収日付印欄に、「A 市収納代理 B 社 C 事業所 48.5.16」の領収印が押されていることが確認できることから、請求期間の保険料は、昭和 48 年 5 月 16 日に B 社 C 事業所において領収されたことが認められる。

また、当該領収年月日は、前納の納期限である昭和 48 年 4 月 30 日より後となっているものの、請求者に係る A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳によると、当該保険料が還付された記録は確認できない。

さらに、上記被保険者名簿によると、請求期間の国民年金保険料は前納となっているが、上記被保険者台帳及びオンライン記録では、いずれも請求期間の保険料は未納となっていることを踏まえると、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500300 号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第 1500076 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 58 年 4 月 30 日から同年 10 月 16 日に訂正し、同年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 58 年 4 月 30 日から同年 10 月 16 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月 30 日から同年 10 月 16 日まで

私は、A 社の B 支店に C 職として勤務し、昭和 58 年 10 月 15 日に退職したが、同社の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 4 月 30 日となっているので、資格喪失年月日を同年 10 月 16 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の加入記録によれば、請求者は、請求期間において A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿によれば、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和 58 年 4 月 30 日と記載されているが、当該資格喪失に係る届出の受付年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年 4 月 30 日(現在は、昭和 58 年 12 月 16 日に訂正)以降の同年 11 月 8 日付けである上、同日において、請求者のほか 38 人についても請求者と同様に被保険者資格の喪失年月日を遡って同年 4 月 30 日とする処理が行われていることが確認できる。

さらに、前述の名簿によれば、昭和 58 年 4 月 1 日から同年 5 月 6 日までに厚生年金保険被保険者資格を取得した 20 人について、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことを理由として被保険者資格取得記録が遡って取り消されている

ることが確認できる。

加えて、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本によれば、同社は請求期間において法人格を有した事業所として存在し、雇用保険の加入記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和58年4月30日以降も、5人以上の従業員が請求期間において同社に在籍していたことが確認できることから、同社は、請求期間において厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和58年4月30日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社における資格喪失年月日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年10月16日であると認められる。

また、昭和58年4月から同年9月までの標準報酬月額については、請求者のA社の事業所別被保険者名簿における請求者の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 東北(受)第 1500299 号

厚生局事案番号 : 東北(国)第 1500041 号

第 1 結論

平成 2 年 4 月から平成 4 年 3 月までの請求期間及び平成 5 年 3 月から平成 7 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 2 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
平成 5 年 3 月から平成 7 年 7 月まで

請求期間 について、私は、平成 2 年 4 月頃に A 県 B 市役所で国民年金の加入
手続を行い、同市から送られてきた納付書に現金を添えて、同市役所又は金融機
関で国民年金保険料を納付した。

請求期間 について、平成 5 年 3 月に C 事業所を退職後、B 市役所から国民年
金保険料の督促状が届いたため、同市から送られてきた納付書に現金を添えて、
再就職した平成 7 年 8 月以降に保険料を納付した。

請求期間 及び の国民年金保険料に係る領収書は処分してしまい所持して
いないが、当該期間が保険料の未納期間となっていることは納得できないので、
調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間 について、オンライン記録によれば、請求者の当該期間に係る国民年
金被保険者資格の取得処理年月日は平成 4 年 2 月 10 日であることが確認できるこ
とから、請求者の国民年金加入手続はこの頃に行われ、請求者は平成 2 年 4 月 1 日
に遡及して被保険者資格を取得したものと推認できるところ、当該加入手続が行わ
れたと推認できる時点において、請求期間 の国民年金保険料を納付することが可
能である。

しかしながら、請求者は、請求期間 の国民年金保険料は B 市から送付された納

付書に現金を添えて、同市役所又は金融機関で納付したと主張しているところ、上記の加入手続が行われたと推認できる平成4年2月の時点で、請求期間のうち、平成2年4月から平成3年3月までの保険料は過年度保険料となり、制度上、市町村が発行する納付書で納付することができないことから、請求者が主張する納付方法と符合しない。

また、オンライン記録によれば、請求者に対して平成4年7月9日に社会保険事務所(当時)において国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることが確認できるところ、当該納付書が作成された時点で、過年度納付の対象となる保険料は請求期間の保険料のみであることを踏まえると、当該納付書は請求期間の保険料が未納であったために作成されたものと推認できる上、当該期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

請求期間について、請求者に聴取したところ、「当該期間に係る国民年金の加入手続は行っていない。」旨述べている上、オンライン記録によれば、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得処理年月日は平成9年12月24日であることが確認できることから、請求者の国民年金の再加入手続はこの頃に行われ、請求者は平成5年3月27日に遡及して被保険者資格を再取得したものと推認できるところ、当該再加入手続が行われたと推認できる時点において、請求期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、請求者が請求期間より後にB市から住所を異動したD県E市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、請求者の請求期間及びに係る国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致する。

さらに、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、請求者が請求期間及びの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間及びの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間及びの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。